

犯罪被害者支援

自治体で大きな開き

具体的には、自宅などが犯罪現場となり、引き続き居住することができない被害者のために、転居費用や家賃を補助する制度を創設する。これまでも公営住宅へ優先的に入居できる仕組みはあるが、必ずしも被害者の生活条件に合った住宅が提供できない場合もあることを踏まえた措置だ。

また、犯罪被害者によって生

犯罪被害者とその家族らの支援を国と自治体の責務と定めた「犯罪被害者等基本法」の施行から10年。公明党の地方議員の後押しもあり、被害者への支援強化に乗り出す自治体も現れる一方、自治体間での取り組みの「温度差」も浮き彫りになっている。

家事・介護援助する市も

被害者らの声を施策に反映

犯罪に巻き込まれた人や家族は心身ともに大きく傷つき、日常生活すらままならなくなってしまう場合も少なくない。平穩な暮らしが営めるようになるまでは、さまざま

な支援が必要である。

そうした多くの苦しみを抱える被害者の体験や声を、支援条例に反映させる自治体が現れている。

例えば、神奈川県茅ヶ崎市は「犯罪被害者等支援条例」を制定し、11月25日に施行する予定だ。

活に支障をきたしている人に部補助する。

対しては、家事・介護をサポートする人材の無償派遣を実施(上限60時間)する。子どもが一時的に必要と認められる場合は、その費用も一

たも、経済力などの問題によって支払いが滞り、被害者らの生活が不安定になる場合がある。こうした被害者の声を

に犯罪被害者給付金の拡充や、刑事裁判への被害者参加制度の導入など、被害者の権利保護策を前進させてきた。

しかし、自治体が条例を定めて主体的に被害者を支援する動きは広がっていない。

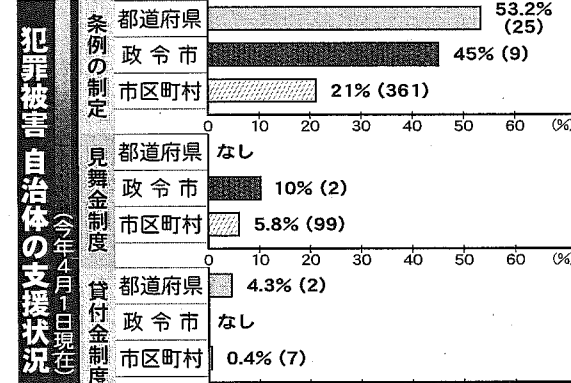
公明党のリードで制定された犯罪被害者等基本法(2005年施行)は、国と自治体

策に取り組み責務があると明記している。

そこで国は、犯罪被害者等基本計画を策定し、これまで

日本の犯罪被害者の支援体制は、刑事裁判における被害者参加制度の導入(2008年)などの権利保護は大きく前進してきたが、経済面や生活面への支援については、まだまだ課題が残されている。

特に自治体が行うべき支援は遅れた。まずは、全ての市区町村に被害者を支援する総合窓口をつくるのが急がれる。既に設置済みの自治体の総合窓口であっても、担当職員が研修を十分に受けていないため、おろそかな対応で被害者が傷つく。2次被害が起きてしまうケースもある。全国規模で職員の研修プログラムを整え、賃金をアップさせていくことも欠かせない。



今年4月1日現在の犯罪被害者自治体の支援状況

「わきわき条例を制定するほど、困窮している

犯罪被害者が、全国どこでも同じような支援を受けられるようにするために、国が自治体の被害者支援に対して助成金を交付する仕組みが不可欠だと思われる。政府・与党には検討を望みたい。

私も参加した「被害者が創る条例研究会」は昨夏、犯罪被害者等基本条例案を作成し、各地の自治体に条例制定を促す活動を展開している。茅ヶ崎市の条例制定には、公明党の地方議員が助力してくれたおかげで、このように早期に実現できたと感謝している。

公明党は弱い立場の人に寄り添う優しい政党だ。条例制定の動きを応援してもらえれば、大変ありがたい。



常盤大学 大学院 諸澤 英道 教授に聞く

犯罪被害者は少ない」と考える自治体関係者もいるだろうが、それは大きな勘違いである。ほとんどの被害者は、自治体が支援をしてくれること自体を知らないため、潜在化しているだけだ。

担当職員の研修強化や国からの助成が必要